

Actus Newsletter(資産税)

相続税の税務調査の動向



税務署の事務年度は7月から翌年の6月までのため、7月に人事異動があり、そこから新体制で税務調査が開始されます。相続税の税務調査に関しては、令和5年12月に、国税庁より、「令和4事務年度における相続税の調査等の状況」が公表されております。今回は、その公表資料をもとに、昨今の相続税の税務調査の動向や、相続税の税務調査で指摘の多い項目についてまとめました。

■ 相続税の調査状況

「令和4事務年度における相続税の調査等の状況」によりますと、**令和4事務年度の実地調査件数**は**8,196件**であり、前年に対して129.7%となっています。また、実地調査による申告漏れ等の不正発見割合は、ここ数年**85%を超えており**、高い確率で申告漏れなどの誤りが指摘されていることがうかがえます。

実地調査のほか、**文書や電話による連絡又は税務署への来署依頼による面談**によって申告漏れや計算誤りの申告の是正をするといった「**簡易な接触**」の件数も増えており、その件数は、令和元事務年度は8,632件だったものが、**令和4事務年度**においては**15,004件**となっており、約1.7倍になっております。また、簡易な接触による不正発見件数も、少しずつ増えており、その際の1件当たりの追徴税額も、令和4事務年度においては58万円と、令和元事務年度に比して2割ほど増加しております。おそらく今後も、実地調査だけでなく、簡易な接触による税務当局の対応も増えることが考えられます。

事務年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相続税の実地調査件数	10,635件	5,106件	6,317件	8,196件
不正発見割合	85.3%	87.6%	87.6%	85.8%
調査1件当たりの追徴税額	641万円	943万円	886万円	816万円
簡易な接触件数	8,632件	13,634件	14,730件	15,004件
不正発見件数	2,282件	3,133件	3,638件	3,685件
接触1件当たりの追徴税額	48万円	47万円	47万円	58万円

国税庁『相続税の調査等の状況』より作成

■ 申告漏れの多い財産

相続税の申告において最も申告漏れの多い財産は、**現金預貯金**であるといわれています。国税庁公表の申告漏れとなった相続財産の構成をみても**現金預貯金 31.5%**、有価証券 11.9%、土地家屋 15.6%、その他 41%となっており、現金預貯金が有価証券や土地家屋の2~3倍の割合で申告漏れ等の指摘をされています。以下で、現金預貯金の申告漏れの発生しやすい項目を紹介します。

●直前引出

被相続人(亡くなった人)の口座から亡くなる直前に引き出した現金については、被相続人が**亡くなった時点で残っていた額**を「現金」として申告しなければなりません。亡くなる直前においても、生活費や入院費など、様々な理由により口座から現金を引き出すことも多いと思いますが、その使い道などをきちんと把握して、残高は「現金」として申告する必要があります。特に、亡くなる直前における高額な預金の引き出しについては、税務調査の際に、その用途を確認されることが多いので注意が必要です。

●名義預金

名義預金は、**口座の名義人と実際のお金の所有者が異なる預金**をいいます。よくあるケースとしては、孫のために祖父母が孫の知らないところで預金をしていたり、専業主婦が配偶者の収入を自分名義の口座で管理をしていたりということが挙げられます。預金口座の名義が、被相続人の名義でないため、被相続人の相続財産から漏らしやすいですが、あくまで名義預金であって**実質的には被相続人の財産**である場合には、被相続人の相続財産として申告が必要となります。

●生前贈与

被相続人が亡くなる**7年以内**(令和5年度税制改正により、令和6年分贈与から加算期間が3年から7年に段階的に延長)に、**相続人が被相続人からの贈与により財産を取得**している場合には相続財産に加算する必要があります。年間110万円の贈与税の基礎控除内の金額であっても加算の対象となりますので注意が必要です。

相続のことなら アクタスにおまかせください

アクタスサービスラインナップ

相続税の申告支援業務

相続税申告

申告期限は10か月です。
年間100件以上の申告実績がある
アクタスが丁寧に対応します。

税務調査1%未満

適正な申告書作成はもちろんのこと、
書面添付制度の導入により税務調査の
対策を随時おこなっています。

スピード対応

ご依頼から申告までをスピーディ
に対応し、税金の不安をいち早く
解消させます。

相続事前対策業務

簡易診断

お持ちの財産について、概算での
評価と相続税を計算し、現状を分
析します。

遺言書作成支援

「相続」が「争続」とならないよ
う自筆証書遺言や公正証書遺言の
作成を支援します。

事業承継対策

親族承継や親族がい承継、M&A
まで含め、様々なパターンによる
事業承継をサポートいたします。

相続後のご相談

二次相続節税支援

生前贈与や贈与税の特例制度を活
用した節税、保険加入や不動産の
提案など様々な節税対策を支援し
ます。

不動産売買支援

相続により取得した不動産の売却
を支援します。

譲渡所得／ 不動産所得対応

相続手続き後の確定申告作業まで、
担当した税理士が対応します。

お気軽にご相談ください。初回の相続相談は **無料** です！